

ノッテチャージサービス取扱規則

2022年7月1日改定

第1条（目的）

この規則は、東急カード株式会社（以下「東急カード」という）および東急バス株式会社（以下「東急バス」という）が規定するものであり、記名 PASMOMO の使用者が、ノッテチャージサービス取扱事業者（以下「本サービス取扱事業者」という）にて交通系 IC カードが使える公共交通機関に乗車する際に、本サービスに登録された記名 PASMOMO が残額不足であるときに、記名 PASMOMO に対して別表第1号<チャージ金額と対象路線>において定める対象路線（以下「対象路線」という）の運賃機（臨時端末を除く）で一定金額を自動的にチャージ（以下「チャージ」という）した代金を TOKYU CARD で決済するサービス（以下これら一連のサービスを「本サービス」という）の内容と使用条件を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

1. 本サービスに係る取扱いは、この規則の定めるところによる。
2. 決済カードの扱いおよび支払方法については、東急カードが定める<TOKYU CARD>カード会員規約による。
3. この規則およびこの規則に基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがある。また、法令の定めにより、この規則を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとする。
4. この規則が改定された場合、以後の本サービスについての取扱いは、改定された規則の定めるところによる。

第3条（用語の定義）

この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- イ) 「利用者」とは、東急カードおよび東急バス（以下「両社」という）と本サービスの利用契約を締結した記名 PASMOMO の使用者をいう。
- ロ) 「決済」とは、利用者が決済カードによりチャージの利用代金を支払うことをいう。
- ハ) 「決済カード」とは、チャージの利用代金を支払うため、決済手段として使用するために登録した、東急カードが発行する TOKYU CARD をいう。
- ニ) 「本サービス登録済み PASMOMO」とは、本サービスを利用することを目的として登録された記名 PASMOMO をいう。
- ホ) 「チャージ金額」とは、運賃機においてチャージされる金額をいう。
- ヘ) 「本サービス取扱事業者」とは、別表第2号に規定する事業者をいう。

第4条（利用契約）

1. 本サービスの利用契約は、利用希望者が、本規則およびこれに基づいて定められた規定を承認かつ同意し、両社が定めた手続きに基づいて東急カードへ登録の申込みを行い、東急カードが承認したときに、両社と利用者の間において成立する。
2. 次の各号のいずれかに該当する場合、東急カードは利用希望者の登録を承認しない。
 - イ) 申込方法に誤りまたは申込内容に不備があった場合
 - ロ) 登録希望の TOKYU CARD と登録希望の PASMO との間で、PASMO オートチャージサービスまたは TOKYU CARD ジュニアオートチャージを設定していない場合
 - ハ) TOKYU CARD を複数枚お持ちの方で、おまとめログインサービスを利用しており、メインカード以外の TOKYU CARD を決済カードとする申込みの場合
 - ニ) 登録希望の PASMO が一体型 PASMO の場合で、当該一体型 PASMO 以外の TOKYU CARD を決済カードとする申込みの場合
 - ホ) 登録希望の TOKYU CARD が法人会員用カードである場合
 - ヘ) 登録希望の PASMO が PASMO オートチャージサービスを解約されたものである場合、または PASMO の払戻しを行った後の一体型 PASMO である場合(一体型 PASMO の移替えによる払戻しの場合を含む。)
 - ト) 登録希望の TOKYU CARD が切替手続き中または切替後 1 ヶ月未満の場合
 - チ) 登録希望の TOKYU CARD が紛失再発行申請中の場合
 - リ) 登録希望の一体型 PASMO が再発行申請中の場合
 - ス) 登録希望の TOKYU CARD の有効期限が残り 2 ヶ月以内の場合
 - ル) その他東急カードが利用希望者を利用者とすることを不相当と判断した場合
3. 利用希望者は申込み完了メールが本サービス登録完了の通知ではないことを予め承諾するものとする。
4. 利用希望者が申込みのために東急カードへ提出した書類等は東急カードの規程等に基づき取扱うものとする。なお、本条に基づく利用希望者の不利益に対し、両社はその責めを負わない。

第5条（サービス内容）

1. 本サービス登録済み PASMO は、次の各号の条件をすべて満たすときには、対象路線の運賃機にて料金引去りの際、チャージすることができる。
 - イ) 本サービス登録済み PASMO の PASMO 番号 (IDi) が東急カードから本サービス取扱事業者に提供されているとき
 - ロ) 本サービス登録済み PASMO の残額不足が発生したとき
2. チャージ金額は、本サービスに係る利用代金として決済カードから収受する。チャージ金額は別表第1号のとおりとし、金額は変更できないものとする。
3. 乗車の際、チャージした後の残額から自動的に運賃が支払われるものとする。ただし、チャージ後も残額不足となる場合を除く。

4. チャージ回数に上限はないものとする。
5. 前各項にかかわらず、東急カードおよび本サービス取扱事業者の都合により、チャージを利用できないことがある。
6. 実行したチャージを取り消すことはできない。

第6条（請求）

1. 本サービスの請求は、毎月月初から月末までに実行されたチャージ金額を翌々月の10日（もしくは12日）に<TOKYU CARD>カード会員規約に基づきお支払いいただくものとする。
2. 利用者は前項に限らず事務上の都合により翌々月以降の指定日にお支払いいただくことがあることを了承するものとする。
3. 利用者は決済カードを切替した場合、本サービス利用時のクレジットカード番号ではなく、切替後のクレジットカード番号に請求することがあることを了承するものとする。

第7条（解約）

1. 利用者は、東急カードへ解約の申込みをすることにより、退会することができる。
 2. 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスは自動的に解約となる。
 - イ) 本サービス登録済み PASMO の PASMO オートチャージサービスまたは TOKYU CARD ジュニアオートチャージを解約した場合
 - ロ) 本サービス登録済み PASMO が失効したもしくは無効であったことまたは払い戻されたことが判明した場合（一体型 PASMO の移替えによる払戻しの場合を含む。）
 - ハ) 決済カードが無効または解約となったことが判明した場合
 - ニ) 利用者登録後に、利用者の申込みが利用者登録を承認しない事項に該当することが判明した場合
 - ホ) 登録した TOKYU CARD の紛失、盗難等により無効登録が行われた場合
 - ヘ) 登録した TOKYU CARD の切替手続きをおこなった場合
 - ト) 登録した TOKYU CARD のクレジットカード番号が変更された場合
 - チ) 登録した一体型 PASMO を再発行した場合
 - リ) 登録した PASMO 番号 (IDi) が変更された場合
 - ヌ) 本サービス登録済み PASMO で1年間、対象路線に乗車がない場合
3. 利用者は解約申込み後、解約までに数日かかることを予め承諾するものとする。

第8条（PASMO 番号(IDi)の収集・利用および提供）

利用者および利用希望者は、次の各号に掲げる事項を予め承諾するものとする。

- イ) 東急カードが本サービス提供のために、保護措置を講じたうえで、PASMO 番号 (IDi) を収集・利用すること

- ロ) 東急カードが本サービス提供のために、PASMO 番号 (IDi) を本サービス取扱事業者に提供し、当該事業者がこれを利用すること
- ハ) 前項の事業者は、追加・変更される場合があること

第9条 (無効)

次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスへの登録を無効とする。

- イ) 決済カードの名義人ではない者が、当該名義人の同意を得ず利用者登録したことが判明した場合
- ロ) その他不正な手段で利用者登録をしたことが判明した場合

第10条 (制限または停止)

1. 両社は以下の場合、本サービスの取扱いを制限または停止をすることがある。
 - イ) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により、本サービスの取扱いが困難であると両社が認めた場合
 - ロ) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により、両社が本サービスの取扱いの中止を必要と判断した場合
2. 本条に基づく本サービスの制限または停止に対して発生する利用者の損害および不利益については、両社はその責めを負わない。

第11条 (免責事項)

1. 次の各号の場合に、本サービス登録済み PASMO が使用されたことにより発生する利用者の損害については、両社はその責めを負わない。
 - イ) 本サービス登録済み PASMO を紛失した利用者が当該 PASMO の紛失再発行の取扱いを行わなかった場合
 - ロ) 紛失した本サービス登録済み PASMO の再発行登録日におけるチャージの利用や払戻し、カード残額の使用があった場合
2. 本サービスの登録可能上限数は 10 万件であるため、一定数に達した場合に申込みの受付を一時中止することについては、両社はその責めを負わない。
3. その他本規則に基づく取扱いに関して生じる利用者の損害および不利益については、両社はその責めを負わない。

<お問合せ>

東急カード株式会社 インフォメーションデスク

ナビダイヤル 0570-026-109

〈ナビダイヤルにつながらない方〉

03-3707-3100

別表第1号

<チャージ金額と対象路線>

(チャージ金額 1,000 円の路線)

- ・東京都内、川崎市内、横浜市内 一般路線バス
- ・渋谷駅～代官山循環バス
- ・渋谷区コミュニティバス (ハチ公バス)
- ・大田区コミュニティバス (たまちゃんバス)
- ・通勤高速バス (虹が丘営業所→渋谷駅)
- ・溝の口駅～新横浜駅直行バス

(チャージ金額 3,000 円の路線)

- ・羽田空港直行バス
- ・たまプラーザ駅～「東京ディズニーリゾート®」直行バス
- ・幕張メッセ→渋谷マークシティ直行バス

別表第 2 号

<本サービス取扱事業者>

- ・東急バス株式会社
- ・株式会社東急トランセ